

令和 7 年 12 月 9 日

令和 7 年 第 3 回 神奈川県議会 定例会

環境農政常任委員会報告資料

環 境 農 政 局

目 次

I	環境農政局関係手数料の改定について	1
II	神奈川県立花と緑のふれあいセンターの今後の方向性について	4
III	神奈川県漁港管理条例の一部改正について	6
IV	三崎漁港施設の長期貸付の概要について	10
V	「GREEN×EXPO 2027」に向けた取組について	13

I 環境農政局関係手数料の改定について

神奈川県手数料条例中、県単独で規定する手数料のうち、環境農政局で所管する手数料の改定等について報告する。

1 手数料の改定

(1) 概要

県では、受益者負担の原則の観点から、手数料の額について定期的な点検を行い、適正化に努めてきた。

今年度の点検の結果を踏まえ、手数料の額を改定する。

(2) 点検の対象

神奈川県手数料条例で定める手数料のうち県単独で規定する手数料

(3) 点検の視点

受益者負担の適正化のため、現在の手数料の額と役務の提供にあって必要となる経費の差が10%を超える場合、手数料の改定について検討した。

(4) 改定の内容

次に規定する7件の手数料の額について、改定する。

手数料の名称	区分	金額（改定前）	金額（改定後）
家畜人工授精に関する講習手数料	家畜人工授精講習会 家畜1種類につき	2万3,000円	2万7,600円
	家畜体内受精卵移植講習会 家畜1種類につき	2万5,000円	3万円
	家畜体外受精卵移植講習会 家畜1種類につき	5,900円	7,000円
家畜検査手数料	鶏、七面鳥、あひる、うずら	20円	30円
	蜜蜂 1蜂群につき	60円	70円
家畜注射又は家畜薬浴の手数料	ニューカッスル病 (うち、生ウイルス予防液を使用する場合)	18円 (8円)	20円 (10円)

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の議案を提出

10月 「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の施行

2 手数料の廃止

(1) 概要

受益者負担の原則に基づき、手数料の額について点検を行うことによせて、手数料廃止に向けた検討を行った。

今年度の検討の結果、肥飼料等分析（鑑定）手数料を廃止する。

(2) 点検の対象

神奈川県手数料条例で定める手数料のうち県単独で規定する手数料

(3) 点検の視点

民間で実施できる業務かどうか、県で実施するニーズの有無等を踏まえ、手数料廃止の妥当性を検証した。

(4) 廃止の内容

別紙に記載の「肥飼料等分析（鑑定）手数料」に規定する26件の手数料について、廃止する。

(5) 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月 「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の議案を提出

4月 「神奈川県手数料条例の一部を改正する条例」の施行

令和8年4月1日から廃止する手数料

手数料徴収に係る事務	手数料の名称	金額
92 肥料、飼料又はこれらに関係あるものの依頼分析又は鑑定	肥飼料等分析 (鑑定) 手数料	(1) 定量分析
		ア 窒素 2,780円
		イ りん酸 (りんを含む。) 2,910円
		ウ 加里 2,530円
		エ 石灰 (カルシウムを含む。) 2,400円
		オ 苦土 2,810円
		カ けい酸 2,200円
		キ マンガン 2,800円
		ク ほう素 3,640円
		ケ 鉄 4,620円
		コ カドミウム 6,450円
		サ 銅 5,960円
		シ 亜鉛 5,960円
		ス 鉛 5,960円
		セ 水銀 6,090円
		ソ ニッケル 5,930円
		タ クロム 5,930円
		チ 硒(ひ)素 5,630円
		ツ 有機炭素 4,920円
		テ アルカリ分 2,340円
		ト 粗たん白質 2,770円
		ナ 粗脂肪 2,820円
		ニ 粗繊維 4,200円
		ヌ 粗灰分 1,260円
		ネ 水分 880円
		ノ その他 1成分につき 2,470円
		(2) 定性分析 1成分につき 730円

Ⅱ 神奈川県立花と緑のふれあいセンターの今後の方向性について

県立花と緑のふれあいセンター（花菜ガーデン）の経営改善に向けた対策として、令和7年第3回定例会（9月）の当常任委員会において、神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例で定める利用料金の上限額を見直す条例改正素案を報告した。

その後、当常任委員会での意見や、PFI事業における物価上昇の影響への対応について府内で方針が示されたことを踏まえ、条例改正素案を一部修正したうえで、今定例会に条例改正案を提出したので、その変更内容等を報告する。

1 条例改正素案からの変更点

利用料金の上限額を定めた別表（第12条関係）のうち、入園料金の上限額について、以下のとおり修正した。

入園料金

区分	改正案の上限額	改正素案の上限額	現行の上限額
20歳以上65歳未満の者 (学生及び高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。)	1人につき 1,500円	1人につき 2,000円	1人につき 1,010円
学生 高校生 20歳未満の者(小学生(義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。)及び中学生(義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。)を除く。) 65歳以上の者	同 1,200円	同 1,500円	同 760円
小学生及び中学生	同 800円	同 1,000円	同 500円

2 物価上昇の影響への対応

県と事業者が締結している現行契約において、事業者が行う花菜ガーデンの運営による植物の展示等（サービスの提供）に対して県が支払う対価（以下「サービス対価」という。）は、当初定めた金額に物価変動を反映

して決定することとされている。

このうち人件費の変動については、現在、「実質賃金指数」（注1）を指標として採用しているため、人件費の上昇を上回る物価の上昇が続く昨今の状況下では、県のサービス対価が実際に支払う人件費の上昇に対応できておらず、経営を圧迫する要因となっている。

そのため、事業の安定的な継続に向けて適切な対応を図るよう府内で方針が示されたことを踏まえ、令和8年度から、人件費上昇の動きをより的確に反映できる「名目賃金指数」（注2）を指標とする契約変更を行う予定である。

(注1) 実質賃金指数…賃金に物価変動の影響を加味した指標

(注2) 名目賃金指数…労働者が実際に受け取る賃金の変動を表す指標

3 今後の方向性

現行契約期間中の入園料金については、経営の改善に必要な最小限の値上げにとどめるとともに、PFI事業契約を変更して人件費上昇の動きをサービス対価に反映させることで、経営改善を図っていく。

また、イベントの開催や植栽の充実など、更なる魅力向上に向けた取組を進め、現行契約期間終了後も安定的に事業運営を継続できるよう、次期事業者募集に向けた経営の健全化の下地作りを行っていく。

4 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月	PFI事業契約の変更議案を提出
4月	改正条例の施行及び新たな条例による料金改定 PFI事業契約の変更（名目賃金指数の採用）
令和11年度末	現行契約期間の終了
令和12年度	新たな事業者による運営開始

III 神奈川県漁港管理条例の一部改正について

神奈川県漁港管理条例は、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）の規定に基づき、県が管理する漁港の維持管理に関し必要な事項を定めている。

令和6年9月の当常任委員会において、三浦市の新海業プロジェクト推進のため、三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設の指定管理を令和8年3月31日で終了することについて報告したところだが、指定管理終了に伴い、条例改正が必要となることから、その概要を報告する。

1 改正の背景

三浦市が三崎漁港周辺の活性化を図るため、新海業プロジェクトを推進しており、県の三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設その他周辺施設について、令和8年4月1日以降、同プロジェクトの用地として、県から長期貸付を受けることを希望している。

当該施設は令和7年度末で指定管理期間満了を迎えることから、県は、三浦市の同プロジェクト実現に協力するため、指定管理を終了し、三浦市に当該施設を貸し付ける。

2 条例の改正素案

神奈川県漁港管理条例について、指定管理に係る条項のうち、当該施設に係る規定を削除する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和8年2月　条例改正議案を提出
4月　改正条例の施行

新旧対照表

○神奈川県漁港管理条例

新	旧																				
(指定管理者による管理)	(指定管理者による管理)																				
第18条 次の表の左欄に掲げる甲種漁港施設（以下「指定管理施設」という。）の管理に関する業務のうち、同表の右欄に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。	第18条 次の表の左欄に掲げる甲種漁港施設（以下「指定管理施設」という。）の管理に関する業務のうち、同表の右欄に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">甲種漁港施設</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(削除)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(略)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(削除)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(略)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table>	甲種漁港施設	業務	(削除)		(略)		(削除)		(略)		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">甲種漁港施設</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>本港特別泊地</u></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(略)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><u>本港環境整備施設</u></td><td style="text-align: center; padding: 2px;">施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;">(略)</td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> </tbody> </table>	甲種漁港施設	業務	<u>本港特別泊地</u>	施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務	(略)		<u>本港環境整備施設</u>	施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務	(略)	
甲種漁港施設	業務																				
(削除)																					
(略)																					
(削除)																					
(略)																					
甲種漁港施設	業務																				
<u>本港特別泊地</u>	施設の維持管理及び巡視に関する業務並びに施設内の船舟の航行の誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務																				
(略)																					
<u>本港環境整備施設</u>	施設の維持管理及び施設を利用する者に対する誘導に関する業務その他の施設の利用に関する業務																				
(略)																					
(利用時間)	(利用時間)																				
第24条 削除	第24条 次条第1項第1号及び第2号に掲げる甲種漁港施設の利用時間は、指定管理者が知事の承認を得て定める。																				
(利用料金の納付)	(利用料金の納付)																				
第25条 第12条第1項の規定にかかわらず、宮川環境整備施設（駐車場に限る。）を利用しようとする者は、当該甲種漁港施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。	第25条 第12条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる甲種漁港施設を利用しようとする者は、当該甲種漁港施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。																				
(削除) (削除) (削除) 2・3 (略)	(1) <u>本港特別泊地</u> (2) <u>本港環境整備施設（駐車場に限る。）</u> (3) <u>宮川環境整備施設（駐車場に限る。）</u> 2・3 (略)																				
(利用料金の不還付)	(利用料金の不還付)																				
第27条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、災害その他宮川環境整備施設（駐車場に限る。）を利用しようとする者の責めに帰することができない理由によって当該甲種漁港施設を利用することができないと認めたときは、この限りでない。	第27条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が、災害その他第25条第1項各号に掲げる甲種漁港施設を利用しようとする者の責めに帰することができない理由によって当該甲種漁港施設を利用することができないと認めたときは、この限りでない。																				

新				旧											
別表第4（第25条関係） 施設利用料金の上限額				別表第4（第25条関係） 施設利用料金の上限額											
(削除)				<table border="1"> <tr> <td>長さが 6メー トル以 下のヨ ット又 はボ一 ト</td><td>1 そう 1回 1,100円</td> </tr> <tr> <td>本港 特別 泊地 料</td><td>1 そう 1回 1,100円に 6メートルを超える長さ 1メートルまでごとに 500円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>本港環境整備 施設区域の駐 車場</td><td>1 台 1 時間につき 210 円</td> </tr> <tr> <td>宮川環境整備 施設区域の駐 車場</td><td>1 台 1 日につき 520円。 ただし、日曜日、土曜日 及び国民の祝日にに関する 法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日にあ つては、1,040円とする。</td> </tr> </table>				長さが 6メー トル以 下のヨ ット又 はボ一 ト	1 そう 1回 1,100円	本港 特別 泊地 料	1 そう 1回 1,100円に 6メートルを超える長さ 1メートルまでごとに 500円を加算した額	本港環境整備 施設区域の駐 車場	1 台 1 時間につき 210 円	宮川環境整備 施設区域の駐 車場	1 台 1 日につき 520円。 ただし、日曜日、土曜日 及び国民の祝日にに関する 法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日にあ つては、1,040円とする。
長さが 6メー トル以 下のヨ ット又 はボ一 ト	1 そう 1回 1,100円														
本港 特別 泊地 料	1 そう 1回 1,100円に 6メートルを超える長さ 1メートルまでごとに 500円を加算した額														
本港環境整備 施設区域の駐 車場	1 台 1 時間につき 210 円														
宮川環境整備 施設区域の駐 車場	1 台 1 日につき 520円。 ただし、日曜日、土曜日 及び国民の祝日にに関する 法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日にあ つては、1,040円とする。														
駐車料	(削除)	1 台 1 日につき 520円。 ただし、日曜日、土曜日 及び国民の祝日にに関する 法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日にあ つては、1,040円とする。	備考	1 1回とは、一の利用日における継続的な 利用をいう。	2 この表中 1 時間又は 1 日に満たない場 合又はそれらに端数が生じた場合は、それ ぞれの満たない数又は端数を 1 時間又は 1 日とみなして算定する。	1 台 1 時間につき 210 円	1 台 1 日につき 520円。 ただし、日曜日、土曜日 及び国民の祝日にに関する 法律（昭和23年法律第178 号）に規定する休日にあ つては、1,040円とする。								

本港指定管理施設の区域と新海業プロジェクトの対象エリア



IV 三崎漁港施設の長期貸付の概要について

漁港及び漁場の整備等に関する法律に基づき、県が管理している三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設その他周辺施設は、令和7年度末に指定管理の期間が終了することに伴い、指定管理を継続せず、令和8年4月1日以降、三浦市の新海業プロジェクト用地として長期貸付けする方針とすることを令和6年第3回定例会の本常任委員会に報告しているが、その後の進捗状況について報告する。

1 長期貸付の概要

(1) 漁港施設等活用事業制度（同法第41条）

漁港施設等活用事業とは、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設、水面等を活用して水産物の消費増進や交流促進に寄与する事業をいう。

当制度においては、漁港管理者である県が三崎漁港の活用推進計画を策定し、その範囲内で当該事業を実施しようとする事業者が実施計画を策定して県の認定を受ければ、行政財産である漁港施設の長期貸付(最大30年)や水面の長期占用許可(最大30年)を受けることが可能となる。

(2) 活用推進計画の策定

県は、計画実施者である三浦市に対し助言や指導等を行うとともに、同市の新海業プロジェクトが、漁業者及び漁業協同組合等、漁港利用者の理解を得たうえで、貸付けに係る国等施設所有者の同意を得ていることを確認したうえで活用推進計画を策定し、必要に応じて見直しを図っていく。

(3) 三浦市の新海業プロジェクト

三浦市は、三崎漁港周辺の活性化を図るため、新海業プロジェクトを策定し、市と連携して事業を行う事業者を募集し、令和7年3月に連携事業者として興和グループと基本協定を締結した。

三浦市は、漁港施設等活用事業制度により、県や国等施設所有者から漁港施設の長期貸付を受け、連携事業者に転貸する予定である。

2 今後のスケジュール（予定）

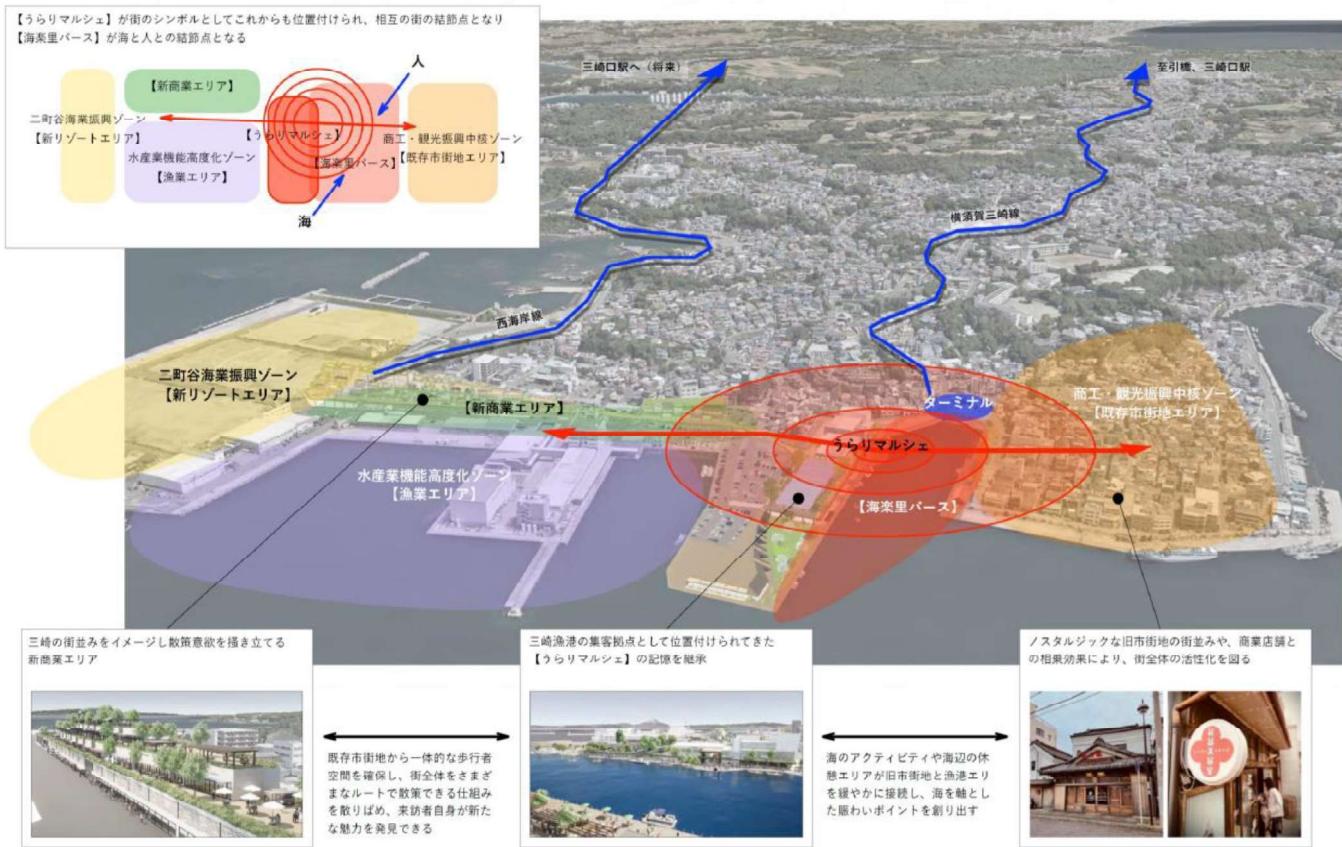
令和8年2月 三崎漁港の活用推進計画策定・国への報告

3月 三浦市と活用推進計画による事業用地の貸付契約を締結

令和7年3月 新海業プロジェクト基本協定締結 三浦市・興和グループ共同会見資料

海と人を繋ぎ、街と街をつなぐことで、街全体の相乗効果により三崎ブランドの価値を向上させる

うらりマルシェを軸とした“海（う）楽（ら）里（り）バース”を中心に既存市街地と三崎漁港（本港地区及び新港地区）をつなぎ街全体が活性化される三浦振興

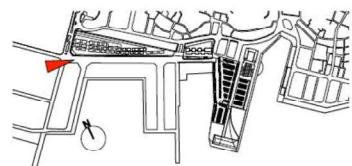


海楽里バース(遠景)

うらりデッキは新たな街のエントランスとなり、新商業エリアと既存市街地をつなぐ、賑わいの中心的な存在となる



加工場の上にオーバーレイして積層された商業施設は新たな歩行者の回遊性を生み出し、新たな街に大きな人の流れを創出する



V 「GREEN×EXPO 2027」に向けた取組について

令和9年に本県で開催される2027年国際園芸博覧会「GREEN×EXPO 2027」について、県は、開催地の自治体として出展を行うこととし、令和6年10月にとりまとめた「神奈川県出展基本構想」に基づき、準備を進めている。

そこで、「GREEN×EXPO 2027」に向けた県出展の準備状況及び県内における機運醸成の取組状況等について報告する。

1 「GREEN×EXPO 2027」の概要

(1) 開催期間

令和9年3月19日から令和9年9月26日まで（192日間）

(2) 開催場所

旧上瀬谷通信施設（横浜市瀬谷区・旭区）

(3) 博覧会区域の面積

約100ha（うち会場区域 約80ha）

(4) 有料来場者数

1,000万人以上（想定）

(5) 開催主体

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会

2 「神奈川県出展基本構想」の概要

(1) 出展のテーマ

ア メインテーマ

“Vibrant INOCHI” 一人ひとりの“いのちが輝く”

イ サブテーマ

（ア）共生社会の実現

（イ）持続可能な社会づくり

（ウ）未病（ME-BY0）の改善

(2) 県出展の構成

ア 屋外展示

庭園を中心にテーマを分かりやすくイメージさせる、印象的なシンボル展示を行う。

イ 屋内展示

屋外展示と連動しながら、県が推進する施策をより深く理解してもらえるよう、展示内容や手法を検討する。

ウ 催事

“Vibrant INOCHI” パフォーマンスを制作・上演するほか、県による主催催事、県内市町村やその他主体による催事を企画・実施する。

3 県出展の準備状況（環境農政局）

(1) 「GREEN×EXPO 2027推進本部」の開催

府内関係機関相互の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、知事を本部長とし、各局長等を構成員とする「GREEN×EXPO 2027推進本部」を開催し、各局の取組状況や県出展、機運醸成の今後の進め方等について共有した。

【開催状況】

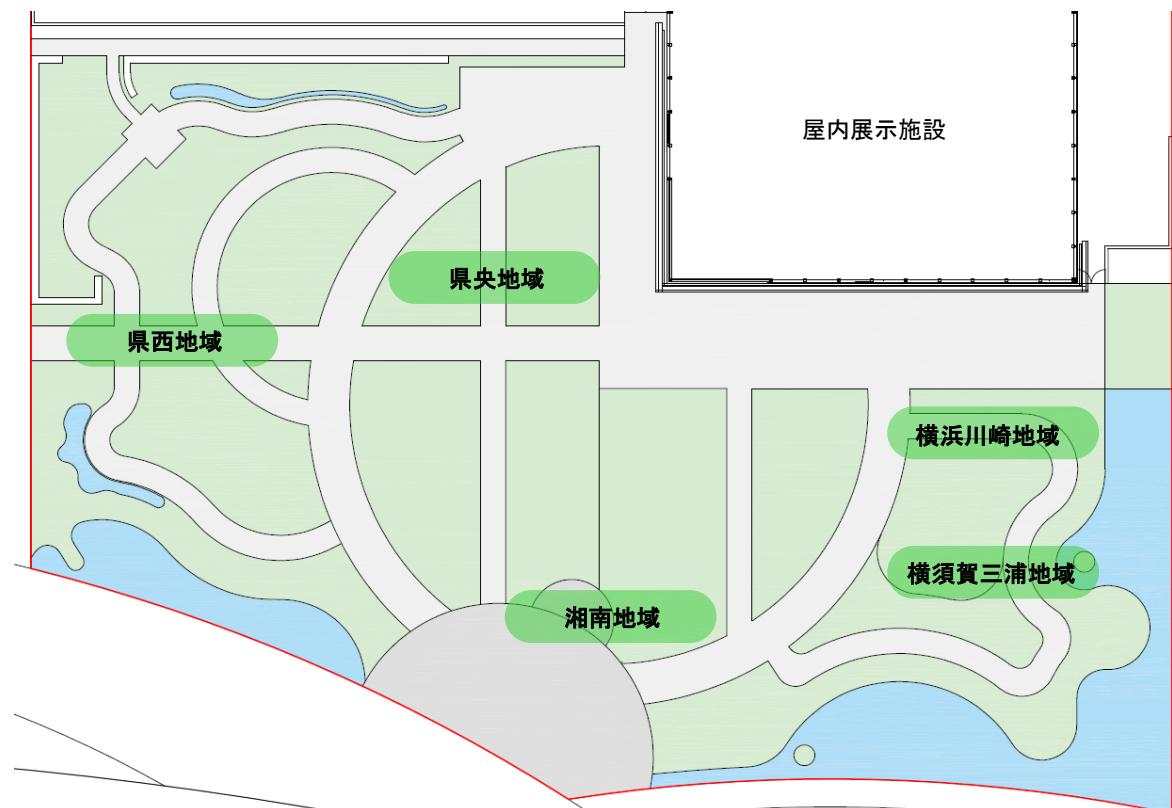
	開 催 日	内 容
第1回推進本部	令和7年6月9日	各局の取組状況等
第2回推進本部	令和7年9月3日	各局の取組状況等

(2) 屋外庭園（レイアウト）

ア 考考え方

県内各地域の特色ある花や緑を植栽し、自然環境を再現することで、豊かで美しい神奈川県土を屋外庭園に落とし込む。

イ レイアウト案



ウ 植栽の規模

(ア) 植物の使用数量 (予定)

	分類	品目	本数	備考
樹木	高木	36	約 400	
	低木	27	約 1,200	
苗物	花苗	88	約 71,200	5～9回植替え
	カラーリーフ類	51	約 11,300	

エ 市町村展示の応募状況

県内 2 自治体から応募あり

(3) 屋内展示

ア 屋内展示施設 (外観)

(ア) 考え方

県産木材を格子状に組み、神奈川の海(波)の柔らかな曲線を表現、足元にはミラー素材による壁面を施し、庭園の緑に溶け込むような軽やかなファサードとする。

(イ) 外観イメージ



イ 常設展示

県出展のサブテーマである「共生社会の実現」「持続可能な社会づくり」「未病の改善」を分かりやすく伝える常設展示を設置する。

サブテーマ	コンテンツ案
共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> 「ともに生きる社会かながわ憲章」 ともいきアート 等
持続可能な社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素社会に向けた取組 プラごみゼロに向けた取組 等
未病の改善	<ul style="list-style-type: none"> 未病状態の見える化に関連する商品の紹介 未病改善レシピ 等

ウ シアター

建物中央部に客席数約60席のシアターを設置し、出展テーマを体感できる映像コンテンツを提供する。

(4) スポット展示

屋内展示施設内に約25m²の展示スペースを2区画用意し、県や市町村がそれぞれの取組や魅力を発信するためのスポット展示を実施する。

ア 市町村展示の応募状況

県内30自治体から応募あり

(5) 催事

出展テーマを分かりやすく発信し、また、神奈川県の魅力をPRするため、県出展エリアに催事スペースを設け、郷土芸能やワークショップ、ダンス等の活動発表など、毎日、様々な催事を実施する。

ア 一般参加催事の募集

(ア) 募集対象

- 県内市町村
- 県内に本店又は支店、営業所を有する事業者
- 県内を拠点として活動する団体

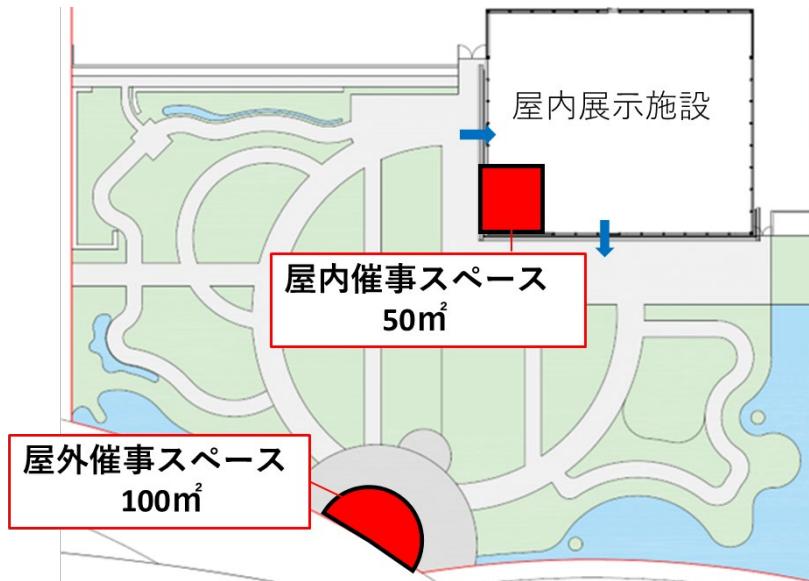
(イ) 募集期間

令和7年12月1日（月）から令和8年1月30日（金）まで

(ウ) 募集催事の区分

- 共生社会の実現
- 持続可能な社会づくり
- 未病（ME-BY0）の改善
- 神奈川県の魅力（自然・文化・産業・人）発信

(エ) 催事実施場所



イ 審査

有識者で構成する審査会にて、評価基準に基づき提出書類を審査し選考を行う。（令和8年2月～3月）

(6) ボランティアの募集

ア ボランティアの種類

(ア) 花・緑ボランティア

（活動内容）来場者に向けて、会場内の花壇等の見どころを紹介

（募集期間）令和7年11月17日（月）から令和8年1月9日（金）まで

(イ) 植物管理ボランティア

（活動内容）会場内花壇等で花がら摘み・除草等サポート

（募集時期）令和8年1月頃

(ウ) 運営ボランティア

（活動内容）会場内外での来場者案内や運営サポート

（募集時期）令和8年1月頃

イ 応募要件

令和9年4月2日時点で満15歳以上の方（中学生を除く）

8日以上活動していただける方

ウ 活動時間

1日当たり4時間程度を想定

(7) 今後のスケジュール（予定）

令和8年1月～3月	基本設計、基盤整備
4月頃～	屋外庭園の造園、屋内展示施設の建築工事
令和9年1月頃～	屋外庭園の植栽、屋内展示の設置・施工
3月19日	開幕

4 機運醸成の主な取組（環境農政局）

(1) 「GREEN×EXPO 2027応援団」による機運醸成

本県にゆかりのある著名人や団体を中心に「GREEN×EXPO 2027応援団」を結成し、イベント等でPRを実施。（令和7年11月19日に追加メンバー5名を任命し、計29名、9団体）

氏名、団体名	実 施 日	イ ベ ン ト 名 等
結成時	令和6年9月制作	応援メッセージ動画
田崎 日加理	令和6年10月10日	パリ2024オリンピック・パラリンピック競技大会 神奈川県祝賀会
橋本 はづき	令和6年10月25日	全国高校生花いけバトル 神奈川大会 2024 練習会
金子 桃 ほか2名	令和6年12月15日	全国高校生花いけバトル 神奈川大会 2024
かながわ緑の大天使	令和7年5月3日	県庁本庁舎一般公開
白井 貴子	令和7年5月4日	横浜フラワー&ガーデン フェスティバル2025
熊本 マリ	令和7年5月25日	かながわパフォマ開放区 ピアノコンサート
八田 幸子	令和7年6月21日	全国高校生花いけバトル 神奈川大会 2025 練習会
石塚 英彦	令和7年9月14日	全国高校生花いけバトル 神奈川大会 2025
小林 涼子	令和7年9月14日	ベトナムフェスタin神奈川 2025
湘南ベルマーレ フットサルクラブ	令和7年10月26日	CAMPLUGGED Vol. 8
ガールスカウト 神奈川県連盟	令和7年10月26日	CAMPLUGGED Vol. 8

(2) 県主催（共催）イベント、県有施設等による機運醸成

ア 県主催（共催）イベント等

イベント名等	実 施 日	内 容
県庁本庁舎一般公開	令和6年5月3日	PRブース
	令和7年5月3日	スタンプラリー等
緑の祭典2024inさがみはら	令和6年5月26日	PRブース
ベトナムフェスタ in 神奈川 2024	令和6年9月7日 8日	PRブース
神奈川県花き展覧会	令和6年11月23日 24日	PRブース フォトスポット
東京2025デフリンピック 1年前 イベントin かながわ	令和6年11月30日	PRブース
農業技術センター施設公開	令和7年4月19日	PRブース スタンプラリー等
関東甲信越1都9県議会議長会	令和7年8月26日	PRブース
第182回全国都道府県議会議長 会定例総会	令和7年10月30日	PRブース
かながわ農業アカデミー 秋のまつり	令和7年11月1日	PRブース
第3回かながわ木づかいフェア	令和7年11月15日 16日	PRブース

イ 県有施設を活用した機運醸成

施 設 名	内 容
花菜ガーデン	フォトスポット設置
大船フラワーセンター	フォトスポット設置、花壇植付け
大磯城山公園	ざる菊展、スタンプラリー (R7)
おだわら諏訪の原公園	花壇植付け (R7)
恩賜箱根公園	初夏のバラ展 (R7)
観音崎公園	チューリップ植付け (R7)
境川遊水地公園	寄せ植え体験 (R7)
相模三川公園	寄せ植え体験 (R7)
相模原公園	寄せ植え体験 (R6、R7)
四季の森公園	壁面花壇花植え体験 (R6、R7)

茅ヶ崎里山公園	寄せ植えワークショップ（R6）、園内花壇花植え・球根植付け（R7）
津久井湖城山公園	寄せ植え体験、フォトスポットづくり（R7）
辻堂海浜公園	たねダンゴ植付け体験（R7）
秦野戸川公園	チューリップ植付け（R6、R7）
保土ヶ谷公園	チューリップ植付け（R7）
三ツ池公園	花植え体験（R7）
神奈川県民センター	カウントダウンボード設置
あーすぷらざほか35か所	GREEN×EXPO 2027のぼり旗設置

ウ 子どもを対象とした花育イベント

実施場所	実 施 日	内 容
県庁(庁舎公開)	令和6年5月3日	フラワーアレンジメント
	令和7年5月3日	
茅ヶ崎里山公園	令年6年5月19日	たねダンゴ教室
生田緑地	令和6年12月14日	クリスマスリース作り
横浜南部市場	令和6年12月26日	洋花アレンジメント
大和市シリウス	令和7年3月23日	フラワーアレンジメント
ビオトピア (CAMPLUGGED Vol. 8)	令和7年10月26日	植物クイズ、花苗プレゼント
おだわら市民交流 センターUMECO	令和7年11月2日	季節の生け花体験

(3) 市町村、団体等と連携した機運醸成

イベント名等	実 施 日	内 容
開成町あじさいまつり	令和6年6月15日～16日	PRブース
	令和7年6月7日～8日	
小田原フラワーガーデン	年8回以上	モスボール づくり
	年2回以上	花壇植栽
ローズフェスタ2025（綾瀬市）	令和7年5月24日	PRブース
神奈川再発見！フェア	令和7年10月11日～13日	PRブース
第47回逗子市民まつり	令和7年10月12日	PRブース

CAMPLUGGED Vol.8	令和7年10月26日	PRブース スタンブラー
カーニバル湘南 2025	令和7年11月1日～3日	PRブース
名水サミットinはだの	令和7年11月8日	PRブース
横浜 STEAM EXPO 2025	令和7年11月8日・9日	PRブース

(4) 多様な主体と連携した機運醸成

ア 全国都市緑化かわさきフェアにおける花壇、モニュメントの出展
(国際園芸博覧会協会、横浜市との共同出展)

- ・ 秋開催（令和6年10月19日～11月17日：30日間）
- ・ 春開催（令和7年3月22日～4月13日：23日間）

イ 全国高校生花いけバトル神奈川大会2025～青春輝け！GREEN×EXPO 2027への扉～の開催（令和7年9月14日）

ウ 「かながわの花展」（サテライト展示）における県内花き生産者団体によるPR（令和7年10月～令和8年1月、県内11市町村）

エ 花壇用応援看板等の配布

令和6年度：県内50団体（自治会等）に花壇用応援看板を配布

令和7年度：県内80団体（幼稚園、保育園、小中学校、市民団体等）に花苗、花壇用応援看板を配布

(5) メディアを活用した機運醸成

番組名等	放送（放映）日
L I G H T U P KANAGAWA (FMヨコハマ)	令和6年5月9日
	令和7年5月1日
	令和7年9月18日
カナフルTV (TVK)	令和6年11月3日
KANAGAWA Muffin (FMヨコハマ)	令和7年9月6日
デジタルサイネージ等（ミナカ小田原ほか22か所）におけるPR動画放映	令和6年6月～ 令和7年6月

(6) その他の機運醸成

ア 「第2回かながわともいきアート展」（令和7年11月1日～9日）において、「GREEN×EXPO 2027賞」を創設

イ 川崎競馬場において、「GREEN×EXPO 2027賞」として、協賛レースを実施（令和7年11月17日）